

補助金をぜひ活用ください

住宅リフォーム

費用の一部を補助

市では、市民のみなさんが市内の施工業者または設計業者を通して、住宅のリフォームをする場合に、その経費の一部を補助する「住宅リフォーム資金補助事業」を行います。

申込資格 つぎの要件すべてに該当する人

- ① 幸手市に居住していること
- ② 対象住宅（共同住宅の場合には専有部分）に居住していること

ること

※対象住宅とは、自ら住んでいる住宅のこと。

③ 申込日現在で、市税および市で行う各種貸付制度において滞納していないこと

④ 市のほかの助成制度による補助対象工事費以外であること

⑤ 対象住宅が過去に、この資金補助を受けていないこと

補助対象となる工事・設計

▼改築工事

住宅の全部または一部を取り壊し、改めて住宅部分を建築する工事

▼増築工事

住宅部分の床面積を増加させる工事

▼耐震補強工事

住宅の耐震性を高めるために基礎・土台・柱などを補強する工事

▼修繕・模様替え

住宅本体の修繕・模様替え

▼設備工事

台所、浴室、洗面所、暖房設備、給湯器設備、省エネルギー設備（太陽光発電システム）など

▼公共下水道への接続工事

宅内の浄化槽を取りやめ公共下水道へ接続する工事

▼設計業務

耐震診断および耐震補強工事のための設計
※工事を含まない物置やインテリア機器など物品の購入は対象外です。

こと

補助対象 工事および設計

費が20万円以上（消費税別）で、平成20年4月1日以降に着工・着手し、平成21年2月28日までに完了する工事および設計（左表参照）

※工事・設計がすでに完了しているものは、対象になりません。

補助金額 工事および設計

費の5%に相当する額（千円未満は切捨て）

※10万円を上限額とします。

申込み 4月10日（木）から

見積書と印鑑を持参のうえ、建築指導課へ

※予算（180万円）の範囲

内で先着順となります。

※改築工事または増築工事の場合、完了検査を受けなければなりません。この際、申請者負担で手数料がかかります。詳しくは、工事・設計業者にご確認ください。

問合せ 建築指導課 ☎（43）

1111 内線572・FAX

（43）7656

合併処理浄化槽 設置費の一部を補助



補助対象者 単独処理浄化

槽から合併処理浄化槽（10人槽以上）へ転換する人

※建築確認を必要とする新築、増築、改築は対象となりません。

補助対象地域 公共下水道

の計画区域および農業集落排水事業の採択地区を除く市内全域

補助額 5人槽／29万70

00円 7人槽／32万7

000円 10人槽／39万

円

申請方法 設置工事の着手

前に所定の中請書（環境課で配布）に必要事項を記入し環境課へ

※補助件数には限りがあります。

※そのほかの条件により補助の対象とならない場合があります。

問合せ 環境課 ☎（48）03

31・FAX（48）2226

市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、設置費の一部を補助します。

合併処理浄化槽は、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と違い、台所や風呂、洗濯など、私たちの日常生活から出る生活雑排水も併せて処理します。そのため、大切な水環境を守るうえで非常に効果的です。